

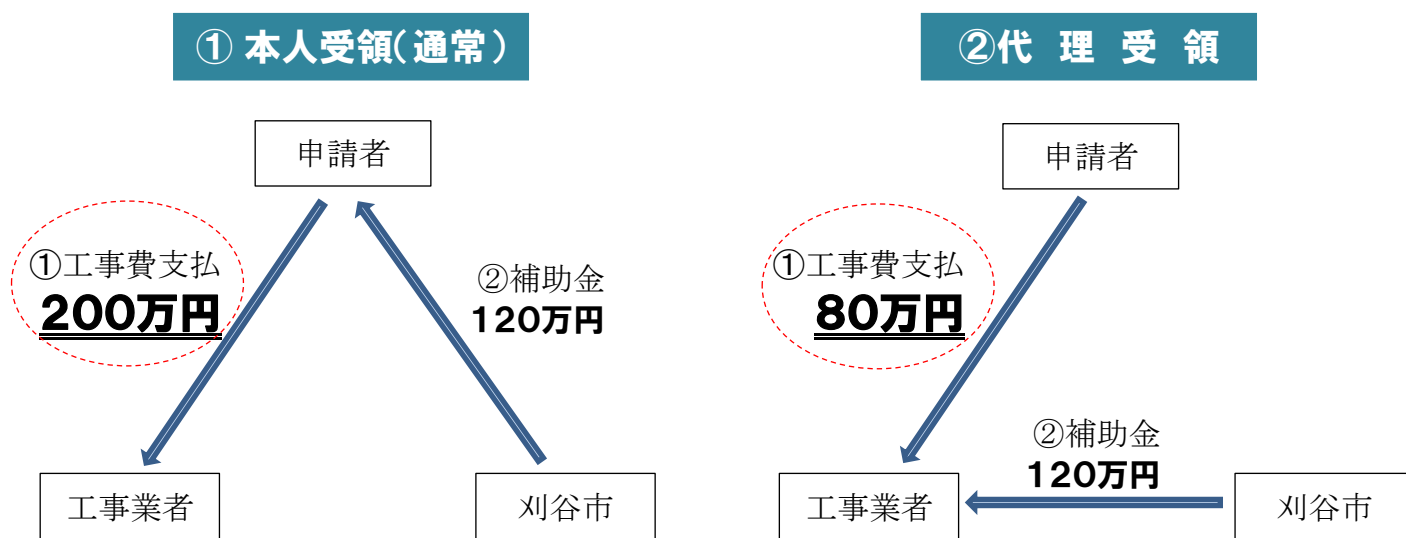
刈谷市耐震等補助における代理受領制度創設のご案内

刈谷市では、平成31年4月1日から耐震等補助事業において補助金の代理受領もできるようになりましたので、ぜひご活用ください。

○代理受領とは？

補助金を利用して耐震改修等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、申請者は補助金額を除いた工事費用を準備すればよく、少ない自己資金で工事を行うことができます。

<例>工事費200万円、補助金額120万円の場合



代理受領 を活用すると、自己資金 **80万円** で、**200万円** の工事を実施できます。

補助金の受領方法は、**①本人受領** **②代理受領** のどちらかを選択できます。

○代理受領ができる補助金は？

以下の補助金を受けて工事等を行う場合に代理受領ができます。

- ① 刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金（耐震改修、取壊し、シェルター設置など）
- ② 刈谷市非木造住宅耐震診断費補助金
- ③ 刈谷市非木造住宅耐震改修費補助金
- ④ 刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金
- ⑤ 刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金
- ⑥ 刈谷市ブロック塀等撤去費補助金
- ⑦ 刈谷市人にやさしい街づくり推進事業補助金
- ⑧ 刈谷市アスベスト対策費補助金
- ⑨ 刈谷市民間瓦屋根住宅耐風改修等補助金（耐風診断、耐風改修）

○代理受領したい方は

- ・補助金交付申請に合わせて別途書類の提出が必要です。
- ・代理受領の手続きの流れについては以下をご覧ください。
- ・申請者と工事業者が代理受領を行うことについて合意する必要があります。双方でよく打合せのうえ決めてください。
- ・刈谷市では、代理受領を行うことについて申請者へ意思確認するため、代理受領届出確認通知書を配達証明で郵送します。通知書の受け取りが確認できない場合は、代理受領ができませんのでご注意ください。
- ・木造住宅耐震改修費等補助金の交付を受けるには、事前に木造住宅無料耐震診断を受ける必要があります。

○補助金交付申請の流れと受領方法による各手続の違い



○お問い合わせ 刈谷市 建築課 住生活係

TEL0566-62-1021 FAX0566-23-9331